

小田原市文化振興審議会 第8回会議 次第

日時：令和5年6月5日（月）10時00分～  
場所：生涯学習センターけやき4階第2会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 小田原市民文化アワードについて

3 その他の事項

4 閉 会

## 小田原市民文化アワードについて

## 1 目 的

「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に掲げた9つの小田原ならではの多彩な文化を振興するとともに、文化の担い手となる市民による文化活動を更に発展させ、文化によるまちづくりを推進していく具体的な支援策として創設する。

市民の文化活動を公募・表彰することで、団体等が活動をアピールする場を作り、活動へのモチベーション向上に繋げることに加え、多様な人々や地域社会がともに文化を創造していく風土を高めることを目的とする。

## 2 事業概要

市民が実施した文化活動を表彰するアクション奨励部門と、これから新しい活動を応援するチャレンジ応援部門の、二つの部門で表彰を行う。

また、活動継続費や優れた企画に対する奨励費を支給する。

【最大6件・活動継続費5万円】

## およそ過去1年間に実施された活動

【最大3件・優れた企画に対する副賞10万円】

2 宿松古法

山田原市民文化アートセンター実行委員会を設置し、開催する

支より負担金以上で1,000千円（また、600千円以上の支文化基金を活用）

#### 4. ブルーベリー園

令和5年										令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	●			→								
実行委員会立ち上げ準備												
				●	→							
				規約・募集要領等検討								
					●	→						
				公募要領公表・募集								
						●	→					
							一次選考（書類審査）					
								●				
									2次選考（公開選考会）・表彰式			

※2次選考・表彰式＝令和6年1月28日(日)、三の丸ホール小ホールを確保。

## (案)

### 小田原市民文化アワード実行委員会規約

#### (名称)

第1条 本会は、小田原市民文化アワード実行委員会(以下「実行委員会」という。)という。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、小田原市民文化アワードの開催に関し、必要な準備を行うとともに、その円滑な運営に資することを目的とする。

#### (期間)

第3条 実行委員会の設置期間は、令和5年〇月〇日から令和12年3月31日までとする。

#### (所掌事項)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の運営に必要な企画、予算等に関する事項。
- (2) 事業の推進に関する事項。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関する事項。

#### (構成)

第5条 実行委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

#### (役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 1名

2 委員長は、会員の互選により定める。

3 副委員長及び監事は委員長が指名するものとする。

4 役員は兼務をしてはならない。

#### (役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

#### (役員の任期)

第8条 役員の任期は、実行委員会の設置期間とする。

#### (会議)

第9条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 会議の議事は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じ関係者及び関係団体に会議の出席を求めることができる。

(議決事項)

第10条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動賞の開催及び総合的な運営に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し重要な事項

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、小田原市文化部文化政策課内に事務局を置く。

2 実行委員会の庶務は、事務局において処理する。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、協賛金、市支出金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度及び会計年度)

第13条 実行委員会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、初年度は○月○日からとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。